

福生市基本構想（第 5 期）

答 申

平成 31 年 4 月

福生市基本構想審議会

■ 基本構想とは

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示したものです。

市民、事業者、各種団体、行政など、福生市に関わる様々な主体が共通して持つべき基本的な考え方である「基本理念」をはじめ、理念に基づいて設定されたまちづくりの目標である「目指すまちの姿」や、その実現に向けた行動指針としての「施策の大綱」を示し、福生市におけるまちづくりの核となる内容をまとめています。

■ 計画期間

長期的な展望を持ってまちづくりを推進するため、基本構想の計画期間を 10 年間とし、目標年次を令和 12 年（2030 年）3 月に設定します。

■ 基本構想概念の関係図

基本構想

まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念
に基づいたまちづくりを展開

目指すまちの姿

まちづくりの目標

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ

実現のために推進

施策の大綱

まちづくりの行動指針

生み出す

守る

育てる

豊かに
する

つなぐ

基本構想実現のために実行

基本計画

基本構想に基づいた行政の行動計画

第1章 福生市のまちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、福生市のまちづくりに関係する人々が共有する基本的な考え方です。まちづくりには、市民、事業者、各種団体、行政など、様々な主体が連携して関わります。その関係者の間で共有すべき、まちづくりに対する共通の考え方を、福生市のまちづくりの基本理念として設定します。

福生市のまちづくりの基本理念

福生市のまちづくりは、主に「ひと」、「まち」、「くらし」の3つの視点から進めます。「ひと」は、福生市に関わる人々、「まち」は、福生市を形成する建物や道路、設備といった街並み、そして「くらし」は、福生市で営まれる生活をそれぞれ指します。

「ひと」が「まち」で「くらし」、「くらし」に惹かれて「まち」に「ひと」が訪れ、新たな「まち」を形成することで「ひと」が新しい「くらし」を始めます。

このように、まちづくりにおいて「ひと」、「まち」、「くらし」はそれぞれ相互に深く関係しています。

福生市では、どのような取組においても、「ひと」、「まち」、「くらし」の視点を持ち、それぞれに対する影響を考慮しながら、現在、そして将来の福生市に関わるものの発展と幸せに向けてまちづくりに取り組むことを、福生市のまちづくりの基本理念とします。

第2章 福生市の目指すまちの姿

目指すまちの姿は、自治体における地域づくりの基本目標に当たり、地域全般に及ぶ将来のビジョンを描いたものです。また、基本構想に盛り込まれる施策の大綱をはじめ、基本計画などのよりどころとなるものであり、総合計画の根幹をなすものです。

福生市では、市民ワールドカフェや基本構想審議会などで出された市民の声を基に、今後10年間に於ける福生市の目指すまちの姿を次のように定めました。

目指すまちの姿

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ

福生市に関わる人々が愛情と愛着をもって相互に尊重し、理解し合い、成長しながら、それぞれの生活の中で夢や目標を抱き日々を過ごしていくことで、福生市に多くの可能性と未来をもたらしている様子を表現しています。

「人を育み」とは…

福生市に関わる人々のくらしをより豊かにするために、支え合い、理解し合い、認め合えるまちを目指すことです。

ひとは、まちづくり・まちの発展の中心です。福生市には、地域ぐるみでひとを大切にし、育て、助ける風土があります。これまでの福生市の取組を見ても「子育てするならふっさ」という言葉に代表されるように、子育て支援や特色ある学校教育など、ひとを育む環境づくりに力を入れてきました。

情報通信技術の発展や多文化共生の推進など、一人ひとりのさらなる成長が求められる社会環境の中において、生きる力を持ち、人間性豊かなひとを育む環境を築き、お互いに支え合える福生市の姿を表しています。

「夢を育む」とは…

福生市に関わる人々が福生市での生活を通じて新しい夢や目標を発見し、それぞれの夢や目標を互いに尊重しながら、その実現に向けて励み・協力することができるまちを目指すことです。

福生市は、古くから若手芸術関係者による独自文化の発信、多様な異国文化の流入など、文化の誕生・融合・発信を重ねながら発展してきた歴史を有しています。また、コンパクトな市域の中で、これらの異なる文化背景を持つ多くの人々が福生市を行き交うことで、一人ひとりが新しい夢や目標を持ち、その実現に向けて取り組みやすい環境を形作っています。

社会が成熟化する中においても夢を持ち続けられるよう、様々な文化や価値観が同居し、それぞれの特色を尊重しながら、時に影響を与え・融合することで新たな色を生み出していく福生市の独創的な姿を表しています。

「未来につながるまち」とは…

福生市の歴史や伝統を守りながら、個性や地域性を発展させつつ、新しい文化を生み出していくまちを目指すことです。また、福生市に新しい風を吹かせ、明るい未来につながる動きとして期待するものです。

福生市は、立川崖線や多摩川沿いの自然をはじめ、江戸時代から続く造り酒屋や国の史跡でもある玉川上水など、古くからの歴史や伝統が継承され、独特の景観を有しています。また一方では、外国語表記の看板や異国情緒あふれる店構えなど、異文化の香りがたどよう街並みも同時に形成しています。

今後も目まぐるしく変化する社会環境や価値観の中でも変わらずに、古くからの歴史や伝統、自然環境を現代に適応させながら次代に受け継いでいくとともに、和と洋の異なる文化を融合させることで新たな地域色を彩り、より豊かな文化が根付いていく福生市の姿を表しています。

第3章 施策の大綱

施策の大綱は、目指すまちの姿を実現するためのまちづくりの行動指針です。

人口の減少など、福生市を取り巻く社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対応していくためには、一つのまちづくりの分野にこだわらず部門横断的に取組を展開することが必要です。また、市民、事業者、各種団体、行政などが連携しながら、より柔軟に行動することが重要です。

こうした観点から、施策の大綱では、令和12年（2030年3月）までのまちづくりの推進において重要な5つの行動指針として、

「生み出す」、「守る」、「育てる」、「豊かにする」、「つなぐ」

を設定します。

この5つの行動指針に沿って各施策を推進することで、目指すまちの姿を実現していきます。

1.生み出す

「**生み出す**」は、新しいもの、今までなかったものを創り出す、また、新しいことを考え出すことです。まちづくりの行動指針である「**生み出す**」は、これまで地域にあったもの、考え方、関係性、活力を基に新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

日々の生活の中で発生する問題の中には、従来の方法では解決できないようなものがあり、そのような問題の解決には、新しい技術に加え、多様な世代の異なる視点や手法を取り入れることも検討していく必要があります。停滞した状況を打ち破り、新しい魅力を福生市に与えながら地域が絶えず発展し、前進していくためには、まちづくりの行動指針である「**生み出す**」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「**生み出す**」に沿って、福生市に関わるものが将来にわたり新しいモノ・コトを創り出し、発信し続けられるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 活力の基となる地域産業の発展
- 観光などを通じた他の地域との連携の創出
- 交流するひとの流れ・にぎわいといった新しい波の創出
- 人口増加を促すまちの魅力の創造

2. 守る

「守る」は、目を離さずに見る、何かに侵されないよう、害が及ばないように防ぐ、決めたことや規則に従うことです。まちづくりの行動指針である「守る」は、福生市に受け継がれている想いの^{たすき}襷を大事にすることや福生市に関わるものを犯罪、災害、事故などの脅威から遠ざけることを指し、福生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの環境整備につながります。

情報通信技術の発達、少子高齢化、地域コミュニティの縮小、多様な価値観や背景をもつ市民の増加、自然災害の多発といった環境変化の中で、福生市に関わるものが予期せぬ危機に見舞われることが増えています。そのような危険から福生市に関わるものを守るほか、歴史・文化・自然環境といった福生市に根付く魅力を磨き、また、快適な住環境整備のためには、まちづくりの行動指針である「守る」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「守る」に沿って、福生市に関わるものが愛着と誇りを大事にし、安心して生活できるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 安定した生活基盤・環境の整備・保全
- 一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現
- 歴史・文化・自然環境の継承と保全

3.育てる

「育てる」は、ひとの考え方、気持ちが伸びていくように力を注ぐこと、また、組織や団体などを発展させることです。まちづくりの行動指針である「育てる」は、福生市に関わるものが成長・発展できるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できることを指し、福生市でできることの範囲と将来の選択肢を広げることに繋がります。

福生市に関わるものの目標は多種多様です。目標の達成には、周囲の状況や手助けの有無だけではなく、自身ができることを増やすことも重要です。福生市に関わるものが将来の選択肢を増やし、自身の発展や幸せのために生活できる環境を整備するためには、まちづくりの行動指針である「育てる」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「育てる」に沿って、福生市に関わるものが成長・発展していけるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 乳幼児、小中学校の児童・生徒への教育の充実
- 社会への参画の推進
- 地域への愛着や誇りの育成

4.豊かにする

「**豊かにする**」は、ひとの心や態度、経済などが満ち足りて、不足のないようにすることです。まちづくりの行動指針である「**豊かにする**」は、福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものとするにつながります。

食生活・ライフスタイル、文化・芸術、スポーツ、生活環境など、生活の豊かさの実現や向上に関して、人々のニーズが多様化しています。全国的に人口が減少している状況にある中で、福生市に関わるひとの生活を充実させ、福生市が魅力と活力あるまちであり続けるためには、まちづくりの行動指針である「**豊かにする**」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「**豊かにする**」に沿って、福生市に関わるひとが日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 高齢者や障害のある方にとっての福祉の充実
- 文化・芸術、スポーツ、ひととの関わりや出会いの創出といった人生を豊かにする活動の充実
- 健康寿命を伸ばすようなライフスタイルの充実

5. つなぐ

「つなぐ」は、離れているもの・切れているものをひと続きのものに結び付け、保つことです。まちづくりの行動指針である「つなぐ」は、福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつながります。

まちづくりは、先人たちの取組が次の世代に引き継がれながら現代の形になったように、今の世代の取組だけで完結するものではありません。先人たちの取組をつなぎ、その関わりの輪を広げていくことで、福生市のまちづくりをより良いものにするためには、まちづくりの行動指針である「つなぐ」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「つなぐ」に沿って、福生市に関わるものが継続してまちを維持・発展していけるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- まちづくりに関わるひと・地域をつなぐ環境の整備
- 地域同士を互いにつなぐ広域連携の展開
- 持続可能な行財政の運営

附 属 資 料

福生市基本構想審議会審議経過

開催日		審議内容等
第 1 回	平成 30 年 8 月 29 日	・ 委嘱状の交付 ・ 会長、副会長の選任 ・ 諮問（福生市基本構想の策定について） ・ 市長のまちづくりに対する考え ・ 福生市第 5 期総合計画の策定について ・ 福生市の現状と課題について ・ 福生市第 5 期総合計画策定基礎調査報告書について ・ 基本構想審議スケジュールについて
第 2 回	平成 30 年 10 月 23 日	・ 全国の動向について ・ 福生市市民意識調査報告書について ・ 市民ワールドカフェ実施結果報告書について ・ 福生市基本構想（第 5 期）構成案について
第 3 回	平成 30 年 11 月 29 日	・ 福生市基本構想（第 5 期）構成案について
第 4 回	平成 30 年 12 月 18 日	・ 福生市基本構想（第 5 期）構成案について
第 5 回	平成 31 年 1 月 15 日	・ 福生市基本構想（第 5 期）構成案について
第 6 回	平成 31 年 2 月 5 日	・ 福生市基本構想（第 5 期）中間答申
第 7 回	平成 31 年 4 月 23 日	・ 福生市基本構想（第 5 期）答申の内容確認について ・ 福生市基本構想（第 5 期）答申について

福生市基本構想審議会委員名簿

職 名	氏 名	選出の分野
会 長	山 下 真 一	市民等の代表
副会長	町 田 朝 夫	〃
委 員	赤 崎 茂 樹	〃
委 員	板 寺 正 行	〃
委 員	小 澤 は る 奈	〃
委 員	瀬 古 毅	〃
委 員	田 村 半 十 郎	〃
委 員	田 村 光 男	〃
委 員	中 出 雅 俊	〃
委 員	西 浦 定 継	学識経験者
委 員	野 村 亮	市民等の代表
委 員	前 里 恵	〃
委 員	萬 沢 明	〃
委 員	持 田 洸	〃

(委員は五十音順)



福企企発第 31 号

平成 30 年 8 月 29 日

福生市基本構想審議会会長 殿

福生市長 加 藤 育 男

福生市基本構想（第 5 期）について（諮問）

福生市基本構想（第 5 期）を策定するに当たり、福生市総合計画条例第 4 条の規定に基づき、その基本的な考え方について意見を求めます。

福生市総合計画条例

平成30年 3月27日 条例第17号

（目的）

第1条 この条例は、市が策定する総合計画について基本的な事項を定めるとともに、総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的かつ安定的な行政運営を推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合計画 市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- （2） 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すものをいう。
- （3） 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものをいう。
- （4） 実施計画 市のまちづくりの具体的な計画であり、基本計画で示した施策を達成するための具体的な事業を示すものをいう。

（位置付け）

第3条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（審議会への諮問）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する福生市基本構想審議会に諮問するものとする。

（福生市基本構想審議会）

第5条 前条に規定する市長の諮問に応じ、基本構想に関する事項について審議するため、福生市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市民等の代表
- （3） 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(議会の議決)

第6条 基本構想の策定又は変更に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福生市基本構想審議会規則

平成30年 3 月27日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市総合計画条例（平成30年条例第号。以下「条例」という。）第5条第4項の規定に基づき、福生市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の基本構想の策定について必要な事項を審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、市長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則施行後、最初の会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

